

＊北海道公報

発行 北海道総務部
編集 総務局
文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規則

○北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則……………（中小企業課） 22

告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（市町村課） 22

○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課） 22

○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課） 23

○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可（農業施設管理課） 23

○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課） 23

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課） 23

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 24

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 24

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 25

規則

北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月13日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第49号

北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

北海道中小企業高度化資金貸付規則（昭和42年北海道規則第157号）の一部を次のように改正する。

第3条の5及び附則第5項中「年0.80パーセント」を「年1.00パーセント」に改める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正前の北海道中小企業高度化資金貸付規則の規定に基づき貸付された中小企業高度化資金については、なお従前の例による。

告

示

北海道告示第248号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和7年5月13日

北海道知事 鈴木直道

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和7年度住民基本台帳ネットワークシステム北海道ネットワーク監視及び保守等業務一式
- 随意契約の相手方を決定した日
令和7年3月28日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名 地方公共団体情報システム機構
(2) 住所 東京都千代田区一番町25番地
- 随意契約に係る契約金額
137,543,115円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道総合政策部地域行政局市町村課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第249号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、石狩土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

令和7年5月13日

北海道知事 鈴木直道

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
就任	令和7.4.11	理事	伊藤修二	石狩郡当別町獅子内1303番地33
同	同	同	蓮田貢一	石狩市北生振312番地3
同	同	同	松本文男	同市八幡4丁目147番地
同	同	同	岡島正則	同市八幡町高岡

同	同	同	森 本 勝 美	同	市北生振856番地 1	令和 7 年 5 月 13 日
同	同	同	久 慈 良 寿	同	市浜益区川下30番地 7	北海道知事 鈴 木 直 道
同	同	同	中 村 信 男	同	市厚田区聚富216番地の13	土 地 改 良 区 名
同	同	同	坂 本 厚 只	同	市浜益区柏木41番地 8	土 地 改 良 施 設 名
同	同	同	藤 山 和 宏	札幌市北区あいの里 4 条 7 丁目 2 番 8 号		管 理 規 程 の 概 要
同	同	同	遠 藤 典 子	石狩市厚田区虹が原165番地255		富良野土地改良区
同	同	監	事	竹 永 啓 一	同 市八幡町高岡番外地	ヌノッペ第2頭首工
同	同			後 藤 雅 彦	同 市美登位431番地 4	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
退 任	令和 7. 4. 10	理	事	伊 藤 修 二	石狩郡当別町獅子内1303番地33	同
同	同	同		紺 田 忠 幸	石狩市八幡町高岡58番地 1	同
同	同	同		山 本 義 春	同 市浜益区川下1301番地	同
同	同	同		岡 島 正 則	同 市八幡町高岡	同
同	同	同		森 本 勝 美	同 市北生振856番地 1	同
同	同	同		蓮 田 貢 一	同 市北生振312番地 3	同
同	同	同		松 本 文 男	同 市八幡 4 丁目147番地	同
同	同	同		久 慈 良 寿	同 市浜益区川下30番地 7	同
同	同	同		中 村 信 男	同 市厚田区聚富216番地の13	同
同	同	監	事	竹 永 啓 一	同 市八幡町高岡番外地	同
同	同			後 藤 雅 彦	同 市美登位431番地 4	同
同	同	同		菊 池 広 幸	同 市浜益区柏木 4 番地22	同

北海道告示第250号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次のとおり土地改良区
の定款の変更を認可した。

令和 7 年 5 月 13 日

北海道知事 鈴 木 直 道

認 可 年 月 日

土 地 改 良 区 名

令和 7. 4. 24

栗 山 土 地 改 良 区

同

上 磯 土 地 改 良 区

同

美 瑛 土 地 改 良 区

同

しろがね土地改良区

北海道告示第251号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の 2 第 3 項の規定により、次の土地改良施設
に係る管理規程の変更を認可した。

北海道知事 鈴 木 直 道

土 地 改 良 区 名 土 地 改 良 施 設 名 管 理 規 程 の 概 要

富良野土地改良区 ヌノッペ第2頭首工 維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

同 野 菊 頭 首 工 同

同 白 萩 頭 首 工 同

同 桂 頭 首 工 同

北海道告示第252号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林を指定する。

- 令和 7 年 5 月 13 日
- 北海道知事 鈴 木 直 道
- 1 保安林の所在場所 函館市汐首町443・444の 1 ・445（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）、444の 2
- 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第253号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和 7 年 5 月 13 日

北海道知事 鈴 木 直 道

1 解除予定保安林の所在場所 虻田郡京極町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 解 除 の 理 由 土地改良事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び京極町役場に備

え置いて縦覧に供する。) 北海道告示第254号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。 令和7年5月13日 北海道知事 鈴木直道 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 網走市・虻田郡京極町・有珠郡壮瞥町・勇払郡むかわ町・占冠村・上川郡美瑛町・和寒町・下川町・新得町・中川郡本別町・斜里郡斜里町・清里町・小清水町・網走郡大空町・美幌町（以上1市13町1村国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに網走市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)	ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに網走市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)
総合振興局告示及び振興局告示 北海道空知総合振興局告示第4号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和7年5月13日 北海道空知総合振興局長 鷲尾 亨 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 入札番号2 乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 1台分 (2) 入札番号3 乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 1台分 2 落札を決定した日 令和7年4月16日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1) ア 氏 名 北海道リース株式会社 イ 住 所 札幌市中央区南1条西10丁目3番地 (2) 1の(2) ア 氏 名 札幌日産自動車株式会社 イ 住 所 札幌市中央区大通西17丁目1番地23 4 落札金額 (1) 1の(1) 33,990円 (2) 1の(2) 46,860円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和7年2月25日付け北海道空知総合振興局告示第2号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	

(1) 北海道空知総合振興局総務課 (2) 岩見沢市8条西5丁目	
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
北海道教育庁後志教育局告示第28号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和7年5月13日 北海道教育庁後志教育局長 岡 内 誠 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 道立学校校務用パーソナルコンピュータ 一式 42台 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納入期限 令和7年9月30日（火） (4) 納入場所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 令和7年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 (5) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 令和7年5月13日（火）から同年6月10日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。	ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁舎3階2号会議室（送付による場合は、郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室） (2) 入札日時 令和7年6月23日（月）午前11時（送付による場合は、同月20日（金）午後5時までに必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期 (1)ア 名称及び数量 北海道小樽未来創造高等学校 C A Dシステムの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 42台分 2組 イ 予定時期 令和7年5月頃 (2)ア 名称及び数量 北海道小樽未来創造高等学校 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 42台分 2組 イ 予定時期 令和7年5月頃 (3)ア 名称及び数量 北海道小樽水産高等学校 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 42台分 イ 予定時期 令和7年5月頃 (4)ア 名称及び数量 北海道余市紅志高等学校 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 42台分 イ 予定時期 令和7年5月頃 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道教育庁後志教育局のホームページ (<https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatsuιyouchou.html>) においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12及び(14から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
(3) 電 話 番 号 0136-23-1979

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Personal computer 42 sets
B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., June 23, 2025
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., June 20, 2025)
C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Shiribeshi District
Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 1-jo Higashi 2-chome,
Kutchan-cho, Abuta-gun, Hokkaido 044-8544 Japan
Phone : 0136-23-1979
-